

教育基本法の改正を考える(2)

開倫塾

塾長 林 明夫

1. おはようございます。

開倫塾の塾長の林明夫です。今朝も開倫塾の時間を聞いて頂いて有り難うございます。

2. 前々回に教育基本法が改正したほうがよいというお話をしました。教育審議会からいろいろな議論があるという話でした。私は東京の経済同友会の会員として、「教育基本法を考える会」に先週参加しました。そこで文部科学省の審議官の先生をお呼びして、「新しい時代にふさわしい教育基本法と、教育振興基本計画の在り方について」という中間答申が 11 月 14 日にでたので、その答申についてお伺いしました。発言してもよいというので私もいろいろ意見を述べました。今日はその話をさせていただきます。

3. 「教育基本法」というのは教員採用試験を受けた方は誰でも知っているけれども、普通の方は誰も読んだことがないかもしれないというような法律です。できれば皆さんにも読んで頂きたいです。あらゆる基本的な法律と同じように、教育基本法はその当時の時代認識、その当時のものです。この現行の「教育基本法」は 1947 年、昭和 22 年という時代の産物です。昭和 22 年の段階で当時の日本にもっとも欠けていること、将来の日本を作る上で、教育面でもっとも大切と、その当時認識していたことを「教育基本法」という形で、まとめ上げたものだと思います。基本法は沢山ありますが、他の基本法と同様、その当時の時代認識のたまものです。制定されてから 50 年経過してしまいました。制定した当時は 50 年の使用に耐えることを予想して作られたものではないと思います。ひるがえって、今の状況は教育基本法が作られた当時と比べると全く異なっていると思います。今教育基本法の改定作業がなされていますが、もし、改訂するのであれば今の日本の教育に欠けていること、これから先 50 年間あるべき姿を見据えた形で改正した方がよいと思います。具体的にはあるべき国の有り様、教育のあるべき姿とかを古苦悶に明示すべきだと思います。その内容は 50 年前と全く異なると思います。教育基本法を改正するのであれば、今後 50 年の使用に耐えられる内容で、前文、全条文を全面改定すべきだというのが私の意見です。これも文部審議官の先生に十分御願いしました。

4. 何が現代の社会にもっとも欠けていて、今後 50 年間の国のあるべき姿を考えた場合に教育面で必要かといいますと、いくつかあります。一番目はいいにくいことですが、日本の教育に一番欠けていることは、日本の問題点ばかりを小さい頃から教え込むということです。日本の良い面も沢山あります。歴史の良い面も正確に認識する姿勢が大事です。郷土、栃木県、宇都宮市、日光はそれぞれこんなに素晴らしいとか。郷土、住んでいる都道府県、国を愛する心を育てることが全く欠け

ていました。広い意味での愛国心、郷土を愛する心が欠けていますので、入れた方がいいと思います。「個人の尊厳」という言葉が教育基本法に使われていましたが、これも大事ですが、「日本人としての尊厳」という表現のことばに変えた方が良いでしょう。

5. 二番目に、これから先、「自由貿易協定」「FTA」（国と国との間で自由に交易する、貿易、仕事、人物の交流が自由にできる約定）がどんどん促進されれば、外国人とともに生活したり、仕事をしなければなりません。また、日本は少子高齢化がすすんでいます、できれば外国の方に帰化して頂いて、日本に住んでいただければ有り難いと思います。日本に住みたい外国の方は山ほどいます。少子高齢化を考えれば大幅な国際化が進展せざるをえないでしょう。そのときに大事な考え方は「多様性」ということばです。英語で **diversity** といいます。いろいろな国の違い、民族、文化の違いをそのまま認め合ってコミュニケーションを促進することによって仲良くしていくことです。できれば国と国との関係をよくしたり、安全、戦争のない平和な状態を作っていくことが大事です。だから「多様性」「diversity」という言葉が大事です。

6. それから、18 歳を超えて 50 %以上の方が大学、短期大学に進学します。専門学校を含めると 7 割以上の方が進学する高等教育機関についての規定も大事です。それから社会人の方が企業内教育という余力がなくなっていましたので、国、都道府県が社会人に対しての高等教育を実施することが必要です。高等教育についての条文も一つ入れてもらいたい。

7. 今日日本で一番欠けていると思われる、物事の善し悪しについて、学校でも家庭教育でも教えるという規範教育についても、条文に入れて頂きたいと提言しました。学校の先生、教育公務員の待遇が一般の国民と比べると非常に良いわけです。これはいうのはかまいませんが、これが原因で先生方の失業ありません。先生方が安穩としていて競争にさらされていないため、なかなか教える技術を身に付けた先生が他の国と比べて少ない。大学の教員養成課程も「教える中身ばかりおしえていて、教え方を全く教えていない」とよくいわれています。教え方のうまい先生を採用して頂きたいと提言しました。皆さんも教育に関する一番重要な法律が 50 年ぶりに改正されようとしていますので、是非関心を持って頂いて、意見があったら文部省の方にどんどんお手紙を書いて頂ければと思います。

1. はじめに

①他のあらゆる法律、とりわけ他の基本法と同様に現行の教育基本法は、昭和 22 年(1947 年)という制定の時代の産物である。つまり、制定当時の日本に最も欠けていること、更には、将来の日本をつくりあげる上で教育面で最も大切と、当時国民が認識していた内容を「教育基本法」という形でまとめ上げ制定したもの、時代認識の賜である。また、制定者(立法者)は 50 年の使用に耐えることを予想してつくりあげたものではない。

②今日の現状は昭和 22 年(1947 年)という現行の「教育基本法」制定当時と全く異なり、現行の「教育基本法」はこれから先、50 年間の国のありよう、教育のあるべき姿を国民に示しているとは、

とうてい言い難い。

③そこで、今後 50 年間の使用に耐えられる内容を目指し、現行の「教育基本法」は全条文を改訂（「前文」を含め）すべきものとする。

④改訂に当たっては現行の「教育基本法」が、当時日本の教育の最大の問題点を解決することを念頭におきながら、当時としては最新の理論や概念を遂使して、前文を含め全条文をまとめ上げたように、今回の改訂作業に当たっても、現行の教育の最大の問題点を解決することを念頭におきながら、あるべき姿の実現を目指し、今後 50 年の使用に耐えられる最新の理論や概念を遂使して前文を含め全条文をまとめ上げることを希望する。

⑤現代の日本に最も欠け今後 50 年間の教育の指針となるべきものは次の通りである。

2. 教育基本法の改正を考える

①前文「個人の尊厳」を「日本国民の尊厳」に改訂すべき。

i) 国を愛する心(愛国心)や問題点だけでなく日本国のよい面を正確に理解する姿勢が著しく欠けることが日本の教育の最大の問題の 1 つとなって久しい。

ii) 「個人の尊厳」を「日本国民の尊厳」と改訂することにより、世界の中の日本、日本人としての誇りをもった立派な日本人にすべての子どもたちになってもらいたいと思う。

②「平和」についての記述は平和実現のための具体的な取り組みとしての「人間の安全保障」(Human Security ヒューマン・セキュリティ)という国際連合やユネスコが高く唱えている概念に置き換えるべく前文を改訂すべきである。

③「diversity」(ダイバーシティ)、つまり「多様性」という概念は今後日本がむかえるであろう国際化された社会を考える上で 50 年の使用に耐えられるものと思う。F T A (Free Trade Agreement) つまり「自由貿易協定」による地域統合が 2010 年以降急速に促進され日本においても外国との交流が格段に深まる可能性が高い。ヨーロッパやアメリカのように地域統合が構造改革(ありとあらゆる規制改革)のカギとなるとすら言え、国民がこれに気付き合意が得られた段階で構造改革を成し遂げるために、地域統合の勢いが加速されると思われる。また、日本の少子高齢化を乗り切るためには多くの外国の方に日本に帰化して頂くことが必要となる。これからの 50 年間、「diversity」(多様性)についての認識が何より肝要で、教育基本法の中にも表現する必要性が高い。

④ i) 高校を終え 4 年制大学および短期大学に進学する人が 5 割、専門、専修学校に進学する人が 2 割、合計すると 7 割の人が、所謂「高等教育機関」に進学をしている。

ii) また、デフレと大不況の下で、企業には業内教育をするだけの力がなくなりつつあると同時に、雇用の流動化が進みヨーロッパのように「雇用に値するだけの仕事能力 employability(エンプロイアビリティ)」を身につけるため社会人の高等教育機関における再教育の必要性が高

まっている。

＊「雇用に値するだけの仕事能力」employability(エンプロイアビリティ)には3種類ありここでは三者を含む。

㉞ 経営者(トップマネジメント)としての仕事能力

㉟ 中間管理職(ミドルマネジメント)としての仕事能力

㊱ 一般社員としての仕事能力

iii) 世界一の超高齢化社会を迎えた日本では、ドイツでさかんになりつつある「高齢者」も参加しやすい高等教育のしくみづくりも欠かせない。

iv) 「生涯教育」という概念とは別の形で「高等教育」の促進を，教育基本法に条文として表現すべきものと確信する。「高等教育」についても一条を設けるべきである。

⑤ i) 現代の教育に最も欠けるものは「規範教育」である。

ii) デフレと大不況が長年続けば社会問題の発生とりわけ学校の荒廃と犯罪の増加，ホームレスの増加は明確である。

iii) 万引きをした子どもに人のものを盗むことはよいことか否か考えてみようとか，殺人事件を目の前にして，人を殺すことはよいことか否かを考えてみようという道德教育も大切だが，法と道德の相異(ちがひ)を明確に教え，国家刑罰の発動に値する犯罪行為は決して犯してはならないことを，明確に学校で教えることも大切である。

iv) 学校や社会が荒廃する前に「規範教育」の重要性を教育基本法的一条に加えるべきものと確信する。

⑥ i) 学校教育の担い手は「学校の教員」であり，その「教え方」は高いレベルでなければならぬこと当然である。

ii) ところが，大学等の「教員養成課程」では，「教えるべき内容」に重点が置かれ，「教え方」(教える技術)の大半は「教育実習」や「初任者研修」に委ねられているのが実情である。

iii) 日本を除く諸外国とりわけ欧米では，教育養成課程は「教え方」に重点がおかれることが多い。日本の教員と外国とりわけ欧米の教員とでは，比較すると日本の教員は教え方が上手でないとと言われて久しい。教え方のトレーニングに差があるためと考えられる。

iv) そこで，これからの教員養成課程では効果の上がる「教え方」に重点を移すべきである。

v) また、現在の教員については「教え方を向上させることに徹した大学院修士課程」を国や地方自治体で準備し、土・日・祝日や夏休み等の長期休暇を活用して履修させるべきと考える。10年間くらいの間に、日本国内のすべての学校教員に教え方を向上させることに徹した大学院修士課程を修了させることを国家目標にすれば確実に基礎学力は身につく国家としての教育力も増強する。いくら1クラスあたりの生徒人数を減らしても十分な教育力のない教員の指導では、学力は身につかない。このような意味で教育基本法には教員の教え方向上を明確に宣言すべきである。

vi) 更につけ加えるならば

㊦教育基本法6条第2項の後段は削除すべき時期にきていると考える。

㊧例えば800万円以上の平均年収を高等学校教員が得ていながら、生徒の7割が高校卒業後高等教育機関に進学する現実を目にしながら、その生徒たちに高等教育に耐えられるだけの基礎学力を身につけさせることを怠っていることは、納税者の国民はどうも納得ができない。

㊨高額報酬を納税者から得ている教員としての仕事能力が欠如しているのに、退出を妨げているこの条項を改正を機会に是非削除すべきものと確信する。

3. おわりに

このような基本法の改正は、頻繁に行われる性格のものではない。今まで50年間改正が行われなかったのであれば、次の改正は50年後と考えられる。現代の問題を将来に先送りすることなく、50年の使用に耐えられる改正が望まれる。子孫に残せる価値あるものを知恵を出し合いつくっていくのではないかな。

以上